

財務省告示第二十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年十二月二十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第七十 三回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びその 振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	額面金額で四十一億円
五	発行額	額面金額で四十一億円
六	払込金額	額面金額
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行	平成十六年十二月二十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円二十七 銭
十一	利率	二年・〇パーセント

十二

初期利子

平成十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払いの期とし、各支払期にお

十四

償還金額

平成十六年十二月二十日

十五

元利支

日本銀行

十六

払込期日

平成十六年十二月二十日

十七